

議案第 58 号

世田谷区施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の基準を定める条例を廃止
する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 10 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 子ども・子育て支援法の規定による施設等利用費の支給の対象とする認可
外保育施設に係る経過措置の終了に伴い、当該施設の基準を定める必要がなくなる
ので、当該基準を廃止するため、本案を提出する。

世田谷区施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の基準を定める条例を廃止する条例

世田谷区施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の基準を定める条例（令和３年６月世田谷区条例第４１号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和６年１０月１日から施行する。